

# 工事請負契約に係る最低制限価格・ 低入札調査基準価格の算定基準の見直しについて

令和5年4月1日以降に公告する一般競争入札および指名競争入札にかかる最低制限価格ならびに総合評価方式による入札にかかる低入札調査基準価格については、次のとおり変更します。

## ◆解体工事以外の建設工事

### \*計算式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

項目	割合
直接工事費	97%
共通仮設費	90%
現場管理費	90%
一般管理費	<u>68%</u>

### \*範囲

予定価格算出の基礎となった額の75%～92%

## ◆解体工事

解体工事にかかる最低制限価格の算定基準は変更ありません。

(予定価格算出の基礎となった額の60%～70%)